

平成 21 年 7 月 21 日

金融庁総務企画局市場課 御中

全 国 銀 行 協 会

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見の提出について

平成 21 年 6 月 19 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
(登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越関係)			
1	金融商品取引業等に関する内閣府令第149条の2第1号ロ	<p>本条項は、金商業等府令第148条第1号と同様の観点から、一時的な立替払いを許容するために「一月以内に返済を受ける貸付に限る」との条件が付されていると理解している。</p> <p>しかしながら、総合口座貸越は、いわゆるクレジットカード決済とは異なり、一般的に返済期限が定められていない貸付形態となっている。このため、本条件により顧客の期限の利益を当該取引に限定のうえ制限し返済を義務付けることは、総合口座貸越を利用する顧客の意図に反するおそれもあることから、本条件を削除していただきたい。</p>	<p>左記のとおり。</p> <p>特に、顧客から返済がない場合、当該取引に限定のうえ顧客の期限の利益を喪失させ、当該貸付の担保となっている預金等の一部解約により返済に充当させる等の方策が考えられうるが、当該方策が総合口座貸越を利用する顧客の意図を正しく反映してるとは考えにくい。</p> <p>また、「1月以内の完済」のほか、第2号の「信用供与の上限額10万円」などの条件が付される結果、総合口座の利便性が活かされないばかりか、実務的に対応するためのコストが高まることになり、取扱いを見送らざるを得ない銀行が出ることも想定される。</p>
2	金融商品取引業等に関する内閣府令第149条の2第2号、第3号	<p>本条項は、金商業等府令第148条第2号および第3号と同様の観点から、少額かつ継続的な取引に限定してこれを許容するために「上限額10万円」「累積投資契約に限定」の条件が付されていると理解している。</p> <p>しかしながら、総合口座貸越は、いわゆるクレジットカード払いとは異なり、当該個人が保有する預金等の範囲内で行われる貸付である。そもそも金融商品取引法第44条の2の規定の趣旨は、主に過当投機の抑制にあることから、レバレッジの発生しえない総合口座貸越利用について、「上限額10万円」「累積投資契約に限定」とする必要はないと考えるので、削除していただきたい。</p>	<p>総合口座貸越はあくまで担保預金等の範囲内で行われる貸付であり、過剰な与信に繋がるなど利用者保護に問題のある取引ではない。また、一般的に総合口座貸越の上限額は10万円を上回って設定され(多くの金融機関では金額上限が200万円程度)、利用されている。</p> <p>多様な顧客ニーズに応えるための本改正案の趣旨は首肯できるものの、これら総合口座貸越の特長および利用現況を鑑みれば、顧客の機動的な売買ニーズへの対応など一層の顧客利便性の向上に資するものとするのが適当と考えられるため。</p>
3	金融商品取引業等に関する内閣府令第149条の2	<p>本例外規定では「信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為」が対象となっているが、累積投資契約の場合、①当該契約の締結が「有価証券の売買等の受託等」に該当すると考えるのか、あるいは②累積投資契約にもとづく毎回の有価証券の買付けが「有価証券の売買等の受託等」に該当すると考えるのかを確認したい。</p> <p>例えば、「累積投資契約の締結」後、暫くしてから、総合口座に担保定期預金を設定し、総合口座貸越が可能な状況となり自動的に貸越が発生する場合、前記①の考え方によれば、当初の累積投資契約の締結時点では「信用の供与をすることを条件として」いなかったことになり、本例外規定は適用されないことになってしまうのか。</p>	<p>明確化のため。</p>

項番	該 当 箇 所(条 項 番 号 等)	意 見	理 由 等
4	金融商品取引業等に関する内閣府令第149条の2	本条項による取扱いが、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ-1-1(4)の規定に抵触するものではないことを明確化していただきたい。	当該監督指針においては、「金融商品取引を成立させるため、(中略)信用供与を自動的に行わないこととなっているか」とされているため。
5	金融商品取引業等に関する内閣府令第149条の2第1号ロ	「一月以内に返済を受ける貸付けに限る」とあるが、登録金融機関において顧客に対する預金口座への入金依頼など適切な対応がとられている場合には、顧客の事情により当該期日までの返済がなされなかったとしても、当該登録金融機関は責めを負わないとの理解でよいのか。	預金口座への入金の有無は最終的には顧客次第であり、入金となされない限り、登録金融機関の側では(担保定期預金との相殺等の手段を除き)対応不能であるため。
(契約締結前交付書面関係)			
6	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条	契約締結前交付書面の記載事項としての「対象事業者となっている認定投資家保護団体の有無」については、銀行法などの各業法にも同様の規定があるので、今回の改正案と同様の措置を講じていただきたい。	記載の有無の明確化のため。
(取引残高報告書関係)			
7	金融商品取引業等に関する内閣府令第111条第5号	取引残高報告書の交付が不要な場合として、「有価証券又は金銭の受渡しを伴わない有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等」とあるが、その定義や対象となる取引等を明確化していただきたい。 例えば、以下のような場合は、本号の対象となり、取引残高報告書の交付が不要と考えてよいのか。 ①四半期の間に投信の分配金再投資のみあった場合 ②キャップ取引などで、当初キャップ料支払後、当該四半期内に受払が発生しなかった場合、または、期限未到来ながら、当該四半期内に受払が発生しないことが確定している場合	趣旨の確認のため。